

利根川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づき、「利根川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の事務局)

第3条 事務局は、関東地方整備局河川部及び利根川ダム統合管理事務所に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第1項における構成員について、追加・変更が必要と認めるとときは、構成員の同意を得て、追加・変更することができる。

4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の対象ダム)

第5条 協議会において対象となるダムは、別表2に掲げるダムとする。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項について必要な協議を実施する。

- (1) 事前放流を実施するための河川管理者、ダム管理者、関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに関する事項
- (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に関する事項
- (3) 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に関する事項
- (4) 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に関する事項
- (5) 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に関する事項
- (6) 事前放流等の取組を流域市民、河川利用者等へ周知、啓発するための広報活動に関する事項
- (7) その他、洪水調節機能の向上の取組に関する事項及び意見交換

2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、事務局の招集により開催するものとし、構成員は必要に応じて協議会の開催を事務局に要請することができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会は、原則として非公開とする。

- 2 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 3 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 4 これにより難い場合は、協議会に諮った上で決定するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年10月12日から施行する。

別表1 協議会の構成員（第4条関係）

【河川管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長
国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長
栃木県県土整備部長
群馬県県土整備部長
茨城県土木部長
千葉県県土整備部長
埼玉県県土整備部長
東京都建設局河川部長

【ダム管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長
国土交通省関東地方整備局品木ダム水質管理所長
栃木県県土整備部長
栃木県企業局長
群馬県県土整備部長
群馬県企業管理者
千葉県県土整備部長
埼玉県県土整備部長
独立行政法人水資源機構ダム事業部長
安中市長
渋川市長
東京電力リニューアブルパワー（株）沼田事業所長
東京電力リニューアブルパワー（株）渋川事業所長
東京発電（株）群馬事業所長
美児沢用水土地改良区理事長
早川土地改良区理事長

【関係利水者】

農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長
群馬県企業管理者
茨城県公営企業管理者企業局長
千葉県企業局長
埼玉県企業局長
東京都水道局浄水部長
独立行政法人水資源機構水路事業部長
高崎市長
渋川市長
桐生市長
富岡市長
藤岡市長
下仁田町長
甘楽町長
神流町長
中之条町長
南牧村長
佐野市長
足利市長
香取市長
神崎町長
群馬東部水道企業団企業長
北千葉広域水道企業団企業長
九十九里地域水道企業団企業長
東総広域水道企業団企業長
印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者
長門川水道企業団企業長
大岩藤土地改良区理事長
佐野市土地改良区理事長

※オブザーバー

関東農政局農村振興部
関東経済産業局地域経済部
栃木県農政部
群馬県農政部
千葉県農林水産部
埼玉県農林部
本庄市
渡良瀬川上流土地改良区連合
渡良瀬川中央土地改良区連合
渡良瀬川下流土地改良区連合
埼玉北部土地改良区連合
赤城西麓土地改良区
群馬用水土地改良区
東総用水土地改良区

別表2 協議会の対象ダム（第5条関係）

【ダム名】	【目的】	【管理者】
藤原ダム	FNP	関東地方整備局
相俣ダム	FNP	関東地方整備局
菌原ダム	FNP	関東地方整備局
品木ダム	水質改善.P	関東地方整備局
八ッ場ダム	FNWIP	関東地方整備局
矢木沢ダム	FNAWP	水資源機構
下久保ダム	FNWIP	水資源機構
草木ダム	FNAWIP	水資源機構
奈良俣ダム	FNAWIP	水資源機構
松田川ダム	FNW	栃木県
霧積ダム	FN	群馬県
桐生川ダム	FNWP	群馬県
坂本ダム	N	群馬県
道平川ダム	FNW	群馬県
塩沢ダム	FNW	群馬県
四万川ダム	FNWP	群馬県
大仁田ダム	FNW	群馬県
権現堂調節池	FNW	埼玉県
黒部川貯水池	FW	千葉県
庚申ダム	P	栃木県企業局
須田貝ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
玉原ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
赤三調整池ダム	P	東京発電(株)
平出ダム	P	群馬県企業局
中之条ダム	P	群馬県企業局
小森ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
丸沼ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
大津ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
白砂ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
鍛治屋沢ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
上野ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
高津戸ダム	P	群馬県企業局
黒坂石ダム	P	群馬県企業局
中木ダム	W	安中市
神水ダム	P	群馬県企業局
茂沢ダム	F	渋川市
早川ダム	A	早川土地改良区
間瀬ダム	A	美尻沢用水土地改良区

目的凡例

F : 洪水調節

N : 流水の正常な機能の維持

A : かんがい

W : 水道用水

I : 工業用水

P : 発電